

大分県・別府警察署による盗撮事件に抗議し、 プライバシー権侵害の違法捜査の根絶を求める決議

1 別府警察署員による盗撮事件

16年参議院選公示前の6月18日深夜に、大分県別府警察署の捜査員2名が、民進党や社民党の選挙運動の拠点となった、連合大分労組や平和運動センターなどが入る「別府地区労働福祉会館」の敷地内に無断で侵入し、2か所の木立に木の葉でカムフラージュしたビデオカメラを設置して、公示後の同月24日に発見されるまで、会館に出入りする人や車を隠し撮りするという事件が発生した。会館関係者が保存していた記録媒体の映像がテレビで報道されたが、会館に出入りする人の顔や車のナンバーが明瞭に読み取れる状態であった。

後日、大分県警は、捜査員が無断で敷地に立ち入ったことを認め、「不適切な行為だった」と謝罪したが、カメラの設置自体は、参議院選の選挙違反事件の捜査のため必要だったと説明した。しかし、当時大分選挙区は野党統一候補（民進現職）と自民党候補の一騎打ちの激戦区に挙げられており、選挙戦では、安倍首相をはじめ閣僚らが何度も自民候補の応援に来県していたし、結果は1090票の僅差で野党統一候補が辛勝したところである。警察が野党側の選挙活動を萎縮させる端緒を得ようとした極めて政治的な意図にもとづく事件と言わざるを得ない。

2 「隠し撮り」の違法性を認めない大分県警、警察庁の不当な対応

大分県警本部長は、事件が建造物侵入罪に該当し、不適正な捜査であったことは認めて謝罪したが、令状なしの隠し撮りがプライバシー侵害の憲法違反になる違法捜査にあたることは明言しなかった。安倍首相も遺憾の意を表明したが、再発防止に触れるにとどまり、具体的な防止策の取り組みには言及しなかった。警察庁は、事件発覚直後に出した通達で、捜査用カメラによる撮影は、「必要な範囲」と「相当な方法」で行えば「任意捜査」として許されるとし、「カメラの設置は管理者の承諾を得ること・・・」と、関係者の承諾を得ることを注意喚起するに止まっている。

肝心の関係者の処分は、正副署長らが訓戒・減給処分に、実行・共謀犯4名が建造物侵入罪の略式命令で罰金5～10万円の微罪で処理された。大分県警は隠し撮り捜査自体の違法性は認めていないから、警察庁の上記通達の内容に従って、今後も「適正指導」の名の下に、同種の違法捜査が行われる危険性がある。

3 「隠し撮り」は許されない

本件については、大分県弁護士会と日本弁護士連合会が、法的観点からみた捜査の違法性を指摘して、抗議声明を公表している。判例では、人物肖像はプライバシーとして憲法13条の保護を受けるものであり、警察官による個人の容貌等の撮影は、現に犯罪が行われもしくは行われて間がない場合に、証拠保全の必要性及び緊急性があり、撮影手段も一般的に許容される限度をこえない相当な方法による場合に、はじめて令状なし

の撮影が許されるとされている（京都府学連デモ事件・昭和44年12月24日最高裁大法廷判決）。

本件では、①現行犯性がなく、②会館を出入りする人物・車を区別なく撮影していて捜査対象・証拠が特定されず緊急性もない、③手段も民有地に無断侵入してカメラを設置しているので、いずれも判例の要件を満たさず、違法捜査であることは明白である。

また本件は、選挙違反の捜査とされているが、一週間にわたって無差別に人と車の出入りを撮影している事から見ると、むしろ選挙、政治活動の情報収集を目的とした疑いが濃厚である。宗教施設や政治団体の施設等、個人の思想・信条を推知しうる施設に向けた無差別撮影は、思想・信条の自由（憲法19条）や政治活動の自由（憲法21条）を侵害する違法行為に当たることも判例上確立しているところである（西成テレビカメラ撤去事件・平成6年4月27日大阪地裁判決、最高裁で確定）。

4 違法捜査の根絶に向けて

人物、自動車等の個人識別情報の撮影捜査は、国公法事件をはじめこれまで何度も問題となってきたが、今回の事件は、依然として警察が秘密裏に隠し撮り捜査を行っていることを改めて浮き彫りにさせた。本件については、自由法曹団は、すでに、全国労働組合総連合、日本国民救援会と共同して、警察庁に、公選法捜査に名を借りたプライバシー侵害の違法捜査であり、公選法の選挙自由妨害罪にもあたると抗議し、真相解明を求める要請を行ったところである。

自由法曹団は、今回のような捜査機関による違法捜査に対し改めて強く抗議し、国民のプライバシー権を侵害する違法捜査を根絶するため、捜査の適正化に向けた取り組みを強めることを誓うものである。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会